○歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件（同一二三）　九五
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産六）
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（同七）
○農業信用保証保険法第二条第三項及び第六十六条第一項第一号並びに農業信用保証保険法施行令第四条第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金、主務大臣が指定する農業協同組合及び主務大臣が指定する農畜産業振興事業団の助成を定める件の一部を改正する件（同八）　九六
○雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部を改正する件（厚生労働一五一）
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件（同一五二）
○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件（同一五三）
○雇用保険法第三十八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める時間数を定める件（同一五四）
○厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（同一五五）
○雇用保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定めるみなし賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（同一五六）　九六
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一五七）
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（同一五八）
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体が住所を変更した件（同一五九）　九七
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十九条第一項の規定に基づき指定法人に行わせる福祉関係業務の一部を改正する件（同一六〇）
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十九条第三項の規定による届出に係る事項の一部を改正する件（同一六一）
○施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務（同一六二）
○介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第一項の規定に基づき、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業及び第六十三条の能力開発事業として行う事務を定める件（同一六三）　九八
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を第二種監視化学物質として指定した件（厚生労働・経済産業・環境一二）
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十五条の規定に基づき第二種監視化学物質の指定を取り消した件（同一三）　一〇〇
○農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を改正する件（農林水産五四三）
○農業災害補償法第百四十一条の四第四項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を改正する件（同五四四）
○農林水産大臣の指定する種苗の配布区域を定める件の一部を改正する件（同五四五）
○地すべり防止工事を施行する件（同五四六）
○卸売業者の合併について認可した件（同五四七）　一〇一
○中央卸売市場開設区域の変更に関する件（同五四八）
○中央卸売市場の開設に係る認可を失効する件（同五四九）
○家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める等の件の一部を改正する件（同五五〇）
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十二事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（同五五一）
○租税特別措置法施行規則第二十一条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第二十二条の四十五第二項から第四項までに規定する経済産業大臣の認定に関する手続を定める等の件（経済産業七八）　一〇一
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（同七九）　一〇六
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（同八〇）　一〇七
○我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針の一部を改正する件（同八一）　二四
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第六項の規定に基づき化学物質を第三種監視化学物質として指定した件（経済産業・環境五）　二五
○使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十二条第三項の規定による届出があった件（同六）
○使用済自動車の再資源化等に関する法律第百十三条において準用する同法第九十二条第三項の規定による届出があった件（同七）
○使用済自動車の再資源化等に関する法律第百二十条において準用する同法第九十二条第三項の規定による届出があった件（同八）
○昭和四十七年建設省告示第八百八十三号を廃止する件（国土交通二九五）

（以下次のページへ続く）